

第7章 業務関係

○一般財団法人千葉県まちづくり公社広告掲載要綱

（平成24年1月1日施行）

改正 平成27年4月1日施行
令和6年4月1日施行
令和7年4月1日施行

（目的）

第1条 この要綱は、一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下、「公社」という。）が保有する資産を広告媒体として活用し、広告機会を提供することにより県民福祉の向上と地域の活性化を図るため、企業等の広告を掲出することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「広告媒体」とは公社の資産であって、公社が発行する刊行物、公社が管理するWEBサイトその他公社の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

（広告の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- （4）政治性又は宗教性のあるもの
- （5）社会問題についての主義主張
- （6）個人又は法人の名刺広告
- （7）美観風致を害するおそれがあるもの
- （8）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- （9）虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- （10）その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の基準は理事長が別に定める。

（広告の募集）

第4条 広告媒体に広告の掲載を行おうとする場合には、あらかじめ次の事項を定め、総務部長の決裁を得なければならない。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 広告の募集は、広告媒体ごとに前項に定める事項を記載した募集要項を定め行うものとする。

(審査機関)

第5条 広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、広告の掲載の可否を審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 審査会の委員長には総務部長を、委員にはまちづくり情報センター長、施設管理部長、業務部長、環境事業部長、総務課長、施設課長、業務課長及び富津廃棄物処理事務所長を充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、予め委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所掌する課長及び事務所長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（補足）

第8条第 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。